



24都市住民第343号
24福保高在第337号
平成24年 8月28日

サービス付き高齢者向け住宅
事業者 各位

東京都都市整備局住宅政策推進部民間住宅課長



東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長



サービス付き高齢者向け住宅における事故等の報告について

日頃から、都の高齢者住宅施策に御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

この度、厚生労働省及び国土交通省から都道府県等に対し、今後有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅で事故が発生した場合に情報提供をするよう、依頼がありました。

各住宅におかれましては、事故発生時の対応に係るマニュアル等の整備、事故防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うなど、事故の発生防止に向けて様々な取組を行っているところと存じますが、万が一事故等が発生した場合には、下記により直ちに御報告いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 東京都に報告が必要な事例

サービス付き高齢者向け住宅内において発生した次の事故等（外部のサービス事業者による事故等を含む。）

- (1) 入居者の死亡事故等、重大な事故（死亡後に相当期間の放置がなされた場合を含む。）
- (2) 入居者に対する虐待
- (3) サービス付き高齢者向け住宅設置者による入居者の財産侵害（職員による窃盗等）
- (4) サービス付き高齢者向け住宅における火災事故
- (5) 地震等の自然災害によるサービス付き高齢者向け住宅の滅失・損傷
- (6) サービス付き高齢者向け住宅において感染症や食中毒が発生した場合であって、次のいずれかに該当する場合
 - ア 同一の感染症若しくは食中毒による（それらによると疑われる場合を含む。）死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
 - イ 同一の感染症若しくは食中毒による（それらによると疑われる場合を含む。）者が10名以上又は全入居者の半数以上発生した場合

ウ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に住宅の責任者が報告を必要と認めた場合

(7) その他住宅運営に係る重大な事故等が発生した場合

2 報告先

東京都都市整備局 住宅政策推進部 民間住宅課 高齢者住宅係（電話 03-5320-4967）

※ 住宅事業者は、上記1（2）及び（3）に該当する場合は区市町村の高齢福祉部局に、上記1（6）に該当する場合は保健所にも報告することとなっていますので、御留意ください。

3 報告の内容

(1) 事故の発生時点

事故等発生の第一報は、電話等により速やかに御連絡ください。その後、事故等の内容（発生日時、入居者の概要、事故等の発生状況、家族・警察・マスコミ等の対応、その他必要な事項）について、文書により御報告をお願いします。

なお、万が一事故が発生した際は、入居者及び入居者の家族に対する迅速且つ適切な対応を行うとともに、事故の状況及び事故に際して取った措置についての記録及び保管、事故原因の調査、再発防止策の策定とその確実な実施をお願いいたします。

(2) 事故後の再発防止策の策定時点

事故の原因に係る調査結果及び当該調査結果を受けて行う再発防止策の内容等について、文書により御報告をお願いします。

問い合わせ先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都 都市整備局 住宅政策推進部 民間住宅課

高齢者住宅係

電話 03-5320-4967 FAX 03-5388-1476

東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課

在宅支援係 高齢者住宅担当

電話 03-5320-4273 FAX 03-5388-1395